

概要版



## 第3期

# 会津若松市地域福祉計画 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 地域福祉活動計画



会津若松市

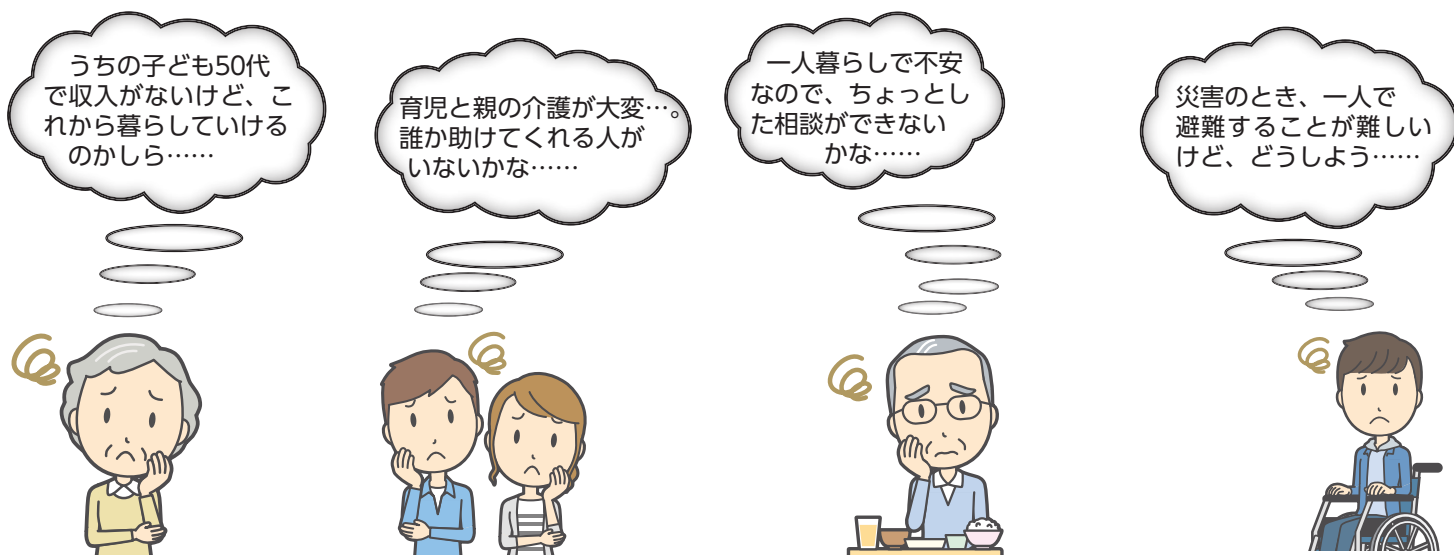
社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

# 地域福祉ってなに？

## 地域福祉とは

地域福祉とは、「地域生活課題」を市民のみなさんや地域運営組織（地域の各種団体）、企業や福祉関係団体などの地域で生活するすべての人と行政が協力しながら解決することで、住み慣れた地域の中で、一人ひとりがその人らしい生活が送れるよう地域づくりを進めることです。

## こんなことで困っている人がいませんか？



社会を取り巻く環境の変化により、子育てや介護に対する不安、ひきこもりや閉じこもりなどの社会からの孤立、生活困窮、地域コミュニティの希薄化、災害時の避難など、これまでの福祉制度だけでは解決することが難しい「地域生活課題」が増えています。

## どうすれば解決できるの？

- 一人ひとりが相手に思いやりを持って接し、理解し合い、認め合うことが大切です。
- 困りごとを我が事のように考え、お互いが支え合うことができる地域づくりが必要です。



## 地域福祉の推進



- ▶「地域生活課題」とは、福祉や保健・医療のほか、住まいや就労、教育に関する課題、社会的孤立など、日常生活を営む上でのさまざまな課題をいいます。
- ▶「地域サロン会」とは、地域住民が気軽に集まり、話し合いや生涯学習、運動などを行う場で、仲間づくりや社会参加、見守り、閉じこもりの防止につながります。

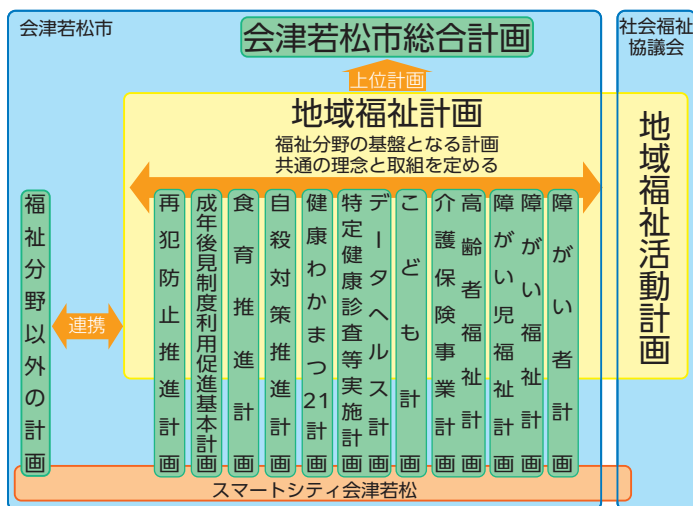
# 第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉の推進という共通の目的を持ち、相互に連携することが求められます。行政と民間の強みを活かし、公的サービスと住民主体の支え合い活動を効果的に組み合わせることで、包括的な支援体制の構築が可能となります。

## 計画の位置づけ

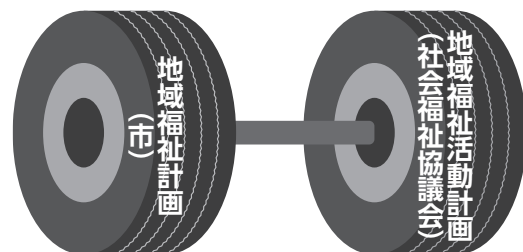
- 市が策定した地域福祉計画は、市の最上位計画となる総合計画の施策「健やかで思いやりのある地域社会の形成」や「次代を創る子どもたちの育成」の実現に向けた基盤として、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりといった福祉分野共通の理念と取組を定めるもので、福祉分野の上位計画として位置づけています。
- 社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画は、地域の方と社会福祉協議会の連携による地域福祉活動に取り組むための計画で、社会福祉協議会の活動の指針となるものです。
- 地域福祉計画の理念を具体的な活動につなげていく必要があることから、両計画を一体的に策定しています。



## 車の両輪の関係性

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で社会福祉法に位置づけられています。福祉サービスの実施や相談活動、ボランティア活動の支援、共同募金運動などの活動を行っています。

地域福祉の推進にあたっては、市が必要な環境整備や、公的福祉サービスの提供を図る役割であるのに対して、社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉活動の推進や、地域の支え合いの取組を行う中核的な役割を担うなど、両者の関係性は、公と民の2つの視点から相互補完しながら、地域福祉を推進する「車の両輪」に例えられています。



公・民相互補完による車の両輪のような関係

## 6つの基本的な視点

本計画では、次の6つの基本的な視点から地域福祉の推進を図っていきます。

- 地域福祉の主役は地域で生活する市民一人ひとり
- 地域共生社会の実現を目指す
- 地域の特性を活かし、地域生活課題に対応する
- 分野を超えた多様な主体が連携する
- 一人ひとりに寄り添った支援
- 常時・非常時の切れ目のない支え合いを推進する

## 役割分担と連携

地域福祉を担うそれぞれの主体が、役割や認識を共有しながら、計画を推進していきます。



## 計画の構成

### 基本理念

誰もが安心して暮らせるよう  
地域で支え合うあいづわかまつ

### 基本目標

#### 基本目標1

地域福祉推進の基盤づくり

〈地域福祉を推進するための人づくり〉

#### 基本目標2

身近な地域で支え合える基盤づくり

〈孤独を生まないお互いを尊重できる環境づくり〉

#### 基本目標3

安心して暮らせる基盤づくり

〈適切な福祉サービスが提供される体制づくり〉

### 基本施策

1 地域活動参画へのきっかけづくり

2 地域福祉の担い手づくり

3 地域福祉の活動づくり

1 孤立を生まない地域づくり

2 つながりの得られる居場所づくり

3 尊重し合う地域づくり

1 医療・福祉サービスの充実した地域づくり

2 包括的に受け止める支援体制づくり

3 災害時に備えた地域づくり

地域における重点的な取組 (地域福祉活動計画)  
社会福祉協議会の活動指針

再犯防止に向けた取組 (再犯防止推進計画)  
国・県と連携した取組の推進

成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画)  
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと機能強化



▶「基本理念」は計画を進めていくための基本となる考え方、「基本目標」は基本理念を実現するための目標、「基本施策」は目標達成のための方向性となります。

## 基本目標 1 地域福祉推進の基盤づくり

地域福祉活動を推進していくためには、より多くの方が地域福祉活動に参加し、活動を充実することが大切となります。

その基盤づくりにあたっては、地域福祉の意識を高めるため幼少期からの福祉教育や生涯学習等を推進し醸成を図ることや、地域福祉活動に主体的に参画する人材の育成や組織化の支援、地域福祉活動の支援などに取り組み、地域福祉の基盤づくりを推進します。

### 市民の皆さんの役割

- ▶ 地域社会を構成する一人であることを意識します。
- ▶ 地域活動団体・地域運営組織・NPO 法人、ボランティアの活動に関心を持つよう努めます。
- ▶ 町内会の活動にできる限り参画するよう努めます。
- ▶ 地域福祉活動に誘い合い参加するよう努めます。

### 地域の団体や企業等の役割

- ▶ 多くの住民が地域福祉活動に関心を持ち、参加しやすい運営に努めます。
- ▶ 従業員が地域福祉活動に参加しやすい職場環境づくりに努めます。
- ▶ 地域生活課題を把握し、地域で取り組めることをみんなで考えます。

### 医療や福祉の専門職の役割

- ▶ 福祉教育や生涯学習への協力を努めます。
- ▶ 地域福祉の担い手育成への協力を努めます。
- ▶ 地域活動団体・地域運営組織・NPO 法人、ボランティアの活動へ協力することに努めます。

### 社会福祉協議会の役割

- ▶ 多くの人を慈しむ心、尊重する心を育むことを目的に市や教育機関、地域と連携し、幼少期からの福祉教育に取り組みます。
- ▶ ボランティア学園の充実とともに、ボランティア活動等の情報提供やマッチング機能の強化を図ります。

### 行政の役割

- ▶ 市民の地域福祉の理解促進に向けた広報・啓発に努めます。
- ▶ 社会福祉協議会や教育機関と協力し、地域福祉活動の担い手やリーダーとなる人材の育成に取り組みます。
- ▶ 地域活動団体・地域運営組織・NPO 法人、ボランティアの活動へ支援を行います。
- ▶ 地域ケア会議などプラットフォームにおいて、地域生活課題の共有や解決に向けた取組を検討します。
- ▶ 教育機関や社会福祉協議会、地域と連携し、幼少期からの福祉教育に取り組みます。

## 基本目標 2 身近な地域で支え合える基盤づくり

地域生活課題の解消には、行政や専門機関により行われる制度による支援だけではなく、身近な日常生活の中で行われる住民同士の支え合いや見守りが重要となります。

日常的なつながりや地域コミュニティの構築、地区社会福祉協議会の組織化など孤独を生まないつながりづくりやお互いを尊重し合える環境づくりなど、身近な地域で支え合える基盤づくりを推進します。

### 市民の皆さんの役割

- ▶ 日頃から隣近所とのコミュニケーションに努めます。
- ▶ 交流の場に誘い合い参加するよう努めます。
- ▶ 日頃から地域に配慮が必要な方が住んでいることに関心を持ち、関係づくりに努めます。
- ▶ 障がいや認知症等への理解を深めるよう努めます。

### 地域の団体や企業等の役割

- ▶ 多くの住民の交流につながる機会づくりに努めます。
- ▶ 地域運営組織や地区社会福祉協議会などの組織化や地域での支え合い活動に努めます。
- ▶ 地域において、障がいのある方や認知症の方などと交流する機会を設けることに努めます。

### 医療や福祉の専門職の役割

- ▶ 日頃から地域の関係機関との連携を深め、孤立している方の把握に努めます。
- ▶ 交流の場の創出や交流活動への協力を努めます。
- ▶ 虐待・DVの防止や早期発見に向けて、関係機関と連携して取り組みます。

### 社会福祉協議会の役割

- ▶ 地域の関係機関との連携を深め、地域生活課題を抱える方や孤立している方の把握に努めます。
- ▶ 地域交流につながる活動の充実や継続に向けた支援を行います。
- ▶ 交流の場づくりに空き家を利用できるよう支援します。
- ▶ 成年後見制度の利用促進に向けた支援を行います。

### 行政の役割

- ▶ 教育と福祉の連携を進め、見逃されやすい生活課題の把握に努めます。
- ▶ 学校や庁舎など使用していないスペースを活用し、公共施設の利用促進と新たなコミュニティの創出を図ります。
- ▶ 地域活動団体・地域運営組織・NPO法人、ボランティアの活動へ支援を行います。
- ▶ 市民や企業等が、障がいや認知症などへの正しい理解が得られるよう、広報・周知に取り組みます。
- ▶ 交流の場の創出や交流活動、居場所づくりを支援します。

## 基本目標 3 安心して暮らせる基盤づくり

みんなが安心して暮らしていくためには、地域で生活するさまざまな立場の方がお互いの立場を理解し、支え合える関係が大切です。安心して暮らせる基盤づくりに向け、福祉サービスが適切に提供される体制や医療・福祉サービスの体制づくり、困りごとを包括的に受け止める相談支援体制づくりや、災害時に対応できるつながりづくりなど、福祉サービスの充実に取り組みます。

### 市民の皆さんの役割

- ▶ 市の広報紙やホームページなどにより、日頃から相談窓口の把握や医療・福祉への理解を深めるよう努めます。
- ▶ 支援を必要としている方を把握したときは、相談支援機関を紹介します。
- ▶ 災害時に協力し合えるよう、日頃から隣近所とのコミュニケーションに努めます。

### 地域の団体や企業等の役割

- ▶ 住民間で医療・福祉サービス等の情報交換・収集ができる機会づくりに努めます。
- ▶ 地域生活課題を抱えた方が、気軽に相談できる地域づくりに努めます。
- ▶ 地域の自主防災組織の組織化や防災訓練の実施など、地域防災力の強化に向けた取組に努めます。

### 医療や福祉の専門職の役割

- ▶ 医療・福祉サービスに関する情報を、さまざまな方法によりわかりやすく伝えるよう努めます。
- ▶ 日頃から各種相談窓口の状況把握に努め、利用者や相談者に対する周知に協力します。
- ▶ 避難行動要支援者の個別避難計画策定の協力を努めます。

### 社会福祉協議会の役割

- ▶ 利用者からのニーズの把握に努め、さらに利用しやすい事業の充実を図ります。
- ▶ 支援の必要な方と関係機関とのコーディネートや、新たな支援に向けた仕組みづくりを行う地域支援コーディネーターの育成・配置に取り組みます。
- ▶ 災害時に備え、災害ボランティア養成の推進や災害ボランティアセンターの設置訓練を行います。

### 行政の役割

- ▶ 医療と福祉サービスの連携に取り組みます。
- ▶ 高齢者や障がいのある方がともに利用できる共生型サービスの導入に向けて取り組みます。
- ▶ 地域生活課題を抱える方が、どこに相談しても支援につながるよう断らない相談支援を実施します。
- ▶ 特別な配慮が必要な方のため、避難所への要配慮者スペースの確保や福祉避難所指定に向けて取り組みます。

## 社会福祉協議会による各地域での取組（地域における重点的な取組）

社会福祉協議会では、本計画の理念の実現に向けて、地域みなさんと協力しながら重点的に取り組む内容を地域ごとに決めました。これは社会福祉協議会の活動の指針となるもので、地域福祉活動計画の中核となります。

地区名	社会福祉協議会が行う取組	地区名	社会福祉協議会が行う取組
行仁地区	▶多世代が支え合える地域づくりの支援	門田地区	▶地域福祉活動の担い手の確保
鶴城地区	▶社会資源と地域のコーディネートなど、活動・交流拠点の確保	東山地区	▶地域なんでも相談会「あのね」の利用促進に向けた啓発活動
謹教地区	▶世代を超えた顔が見える関係性の構築	一箕地区	▶障がいの有無や年齢にかかわらず参加できる取組への支援
城北地区	▶地域サロン会の活動内容の周知や連携した活動の支援	大戸地区	▶身近な場所での健康づくりの充実
日新地区	▶日頃からの防災を見据えた支え合い活動の推進	湊地区	▶地域防災活動の充実に向けた支援
城西地区	▶地域サロン会等における介護予防や健康づくりの支援	北会津地区	▶地域福祉活動の担い手の確保
町北地区・高野地区	▶多世代のつながりづくりの支援	河東地区	▶認知症の方の地域内での見守り体制強化の支援
神指地区	▶日頃からの防災を見据えた支え合い活動の推進		

### 計画の期間

令和8年度から令和13年度までの6年間とし、社会情勢の変化などに応じて、適宜、必要な見直しを行います。

### 計画の進行管理

計画の進行管理を内部評価検証と専門的な視点からの外部評価検証を併用し、地域福祉の推進を図っていきます。

- 市においては、総合計画の進行管理を行うための行政評価により関連事業の評価を行います。
- 社会福祉協議会においては、経営戦略会議により事業の評価を行います。
- 市民や専門的知見を有する有識者等から構成される「会津若松市地域福祉計画等推進会議」において、毎年の取組内容を報告し、評価検証を行います。

## 地域でのさまざまな活動に取り組むみなさん

本市では、すでにさまざまな地域づくり活動や地域福祉活動に取り組む方々がいます。今回、先進的な取組の一部をご紹介します。

**地域づくりや地区社会福祉協議会の取組**  
地域の方々が「自分たちの住む地域を良くしていこうという気持ち」での地域づくりや地域の支え合い活動が始まっています。



▲湊町の魅力発掘・伝統的製鉄法「たたら製鉄の実証実験」



### 地域サロン会からの取組

地域の方々のお茶会から、いきいき百歳体操、家庭用テレビゲームを活用したボウリングや温泉ツアーなど、参加者同士のつながりが広がってきています。

◀小学生と地域の高齢者の世代間交流  
「日新小学校 七夕会 星に願いを」



▲地域サロン会・ボッチャ大会



▲地域防犯安全活動・高齢者世帯への園児訪問  
(謹教ふれあいネットワーク)



▲地域づくりビジョン策定ワークショップ  
(行仁まちづくり協議会)



▲旧年貢自主防災会・避難訓練  
(旧年貢町町内会)

### 自主防災組織の取組

地域の皆さんの連携による「自主防災組織」の取組が始まっています。現在、市内には30以上の組織が設立され、災害時に備えたさまざまな取組が行われています。



▲温泉付きレクリエーション「ゆったり温泉いなほプラン」(北地区地域づくり協議会ふくふく絆部会)



▲健康講座「転ばない【からだ】作りしてみませんか？」(東山・人と地域をつなぐ会)



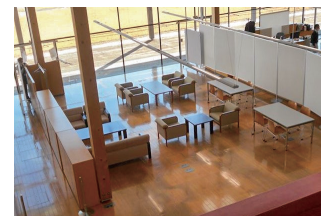
◀ボランティア輸送(大戸地域から病院等へ)  
(大戸まちづくり協議会ほほえみふくし部会)



▲文化創造祭&長寿を祝う日(敬老事業)  
(一箕地区ひとみ創造ネットワーク「ひとみ共生ふくし部会」)

### スペース・居場所づくり

地域づくり委員会の提案から、支所の空きスペースを活用し、「交流・学習スペース」を確保。市民の交流、打ち合わせ、休憩、子どもの放課後の居場所などにも利用されています。



▲北会津支所居場所スペース

▲河東支所居場所スペース

## 第3期会津若松市地域福祉計画・第3期社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画(概要版)

発行 令和8年3月

編集・発行 会津若松市健康福祉部地域福祉課 会津若松市東栄町3番46号 ☎0242-39-1232

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 会津若松市追手町5番32号 ☎0242-28-4030

<http://awshakyo.or.jp/>



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを本文に採用しています。